

**SC2**

あなたの年齢をお知らせください。

 歳

**SC3**

あなたのお住まい(都道府県)をお知らせください。

 ▼

次へ

0

50

100(%)

## SC3\_2

あなたのお住まい(市町)をお知らせください。

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1 ○ 津市    | 16 ○ 東員町  |
| 2 ○ 四日市市  | 17 ○ 菰野町  |
| 3 ○ 伊勢市   | 18 ○ 朝日町  |
| 4 ○ 松阪市   | 19 ○ 川越町  |
| 5 ○ 桑名市   | 20 ○ 多気町  |
| 6 ○ 鈴鹿市   | 21 ○ 明和町  |
| 7 ○ 名張市   | 22 ○ 大台町  |
| 8 ○ 尾鷲市   | 23 ○ 玉城町  |
| 9 ○ 亀山市   | 24 ○ 度会町  |
| 10 ○ 鳥羽市  | 25 ○ 大紀町  |
| 11 ○ 熊野市  | 26 ○ 南伊勢町 |
| 12 ○ いなべ市 | 27 ○ 紀北町  |
| 13 ○ 志摩市  | 28 ○ 御浜町  |
| 14 ○ 伊賀市  | 29 ○ 紀宝町  |
| 15 ○ 木曾岬町 |           |

次へ

0

50

100(%)

## 「A 県議会活動に関して」

### 「あなたが選ぶ!三重県議会の活動ベスト10」について

#### A1

三重県議会では、1年間の主な活動をふり返る「あなたが選ぶ!三重県議会の活動ベスト10」を12月下旬に発表します。

ベスト10の選定にあたり、皆様のご意見を参考にしたいと考えています。

2025年の三重県議会の主な活動を候補として次のとおり取りまとめましたので、「良い活動」、「印象的な出来事」だと思ふ取組を10個以内で選択してください。(10個まで)

※各項目の概要は、添付ファイル(PDF)をご覧ください。

※「その他」の項目は、選択肢以外で、あなたがおすすめの取組がありましたら記入してください。

※【参考資料】取組内容詳細説明(PDFファイル)

10項目以内で選択してください。

- 1  県民の皆さんの想いを国や、知事等へ《請願15件を受け付け》(1月～)
- 2  次代を担う児童・生徒に主権者教育を実施《みえ県議会出前講座で8校を訪問》(1月～)
- 3  高校生からの提案に対する、議会での議論をフィードバック  
《みえ高校生県議会フィードバック実施》(1月～2月)
- 4  県民の皆さんの多様な意見を議論に反映  
《みえ現場de県議会を2回開催》(2月、10月)
- 5  議場に響き渡る中学生の演奏《3回目となる議場演奏会を開催》(3月)
- 6  請願提出の手続きをより便利に《請願のオンライン提出運用開始》(4月)
- 7  物価高騰や米国の関税措置による影響に対応するための予算を決定  
《補正予算の議決》(1月、2月、6月)
- 8  北朝鮮による拉致被害者の早急な全員即時一括帰国を求める決議案を全会一致で可決  
《三重県議会の考えを発信》(6月)
- 9  県民生活の向上等に向け、今後の県政運営に関する意見を知事に申し入れ  
《令和6年度の政策を評価し、議会の意見を表明》(8月)
- 10  学校における児童生徒の盗撮被害防止対策の徹底、教職員の不祥事の根絶に向けて強く意見  
《他県での教員による児童盗撮事案を受けての教育警察常任委員会の動き》(8月～9月)
- 11  再選した知事へ今後の県政運営を問う《知事選に伴う代表質問》(9月)
- 12  物価高騰及び賃金上昇に対応するための医療機関等への経営支援  
及び診療報酬の改定を求める意見書案を全会一致で可決《県議会の意見書を国へ提出》(10月)
- 13  議会での議論を踏まえた条例へ  
《食を担う農業及び農村の活性化に関する条例の改正と基本計画の見直し》(10月)

- 14  伊勢茶に親しむ暮らしの推進に向け、条例案を検討  
《伊勢茶の振興に関する条例策定調査特別委員会》(1月～)
- 15  「海」の課題解決に向けて分野横断的な議論・独自の政策提言へ  
《豊かで美しい三重の海づくり調査特別委員会を設置》(5月～)
- 16  「安心して働ける職場づくりのヒント」を学び、働き方改革や人材確保の取り組みの議論へ  
《議員勉強会を開催》(10月)
- 17  多様な人材の議会への参画に向けて議会改革の輪を広げる  
《「第9回全国自治体議会改革推進シンポジウム」を開催》(3月)
- 18  紀伊半島地域の重要課題の解決に向けて三県で連携  
《紀伊半島三県議会交流会議の開催》(9月)
- 19  三重県とインドネシアの関係強化へ《議長がインドネシア共和国を訪問》(5月)
- 20  新議員を迎え、9月定例会議がスタート《4名の新議員が県議会へ》(9月)
- 21  議会活動のさらなる充実へ 大学院生が議会に提案  
《インターンシップ実習生3名の受入れ》(9月～10月)
- 22  故 三谷哲央議員をしのぶ《三重県議会葬が執り行われる》(10月)
- 23  その他

次へ

0

50

100(%)

## 続いて、「B 食の安全・安心に関して」

### 食品の安全性について

#### B1

あなたは、食品の安全性について、ふだん不安を感じていますか。  
あてはまるものを1つ選んでください。

- 1  不安を感じている
- 2  どちらかといえば不安を感じている
- 3  どちらかといえば不安は感じていない
- 4  不安は感じていない
- 5  わからない

次へ

0

50

100(%)

## 食品の安全性について不安を感じる項目について

### B2

あなたは食品の安全性について、どのような不安を感じていますか。  
あてはまるものをすべて選んでください。(いくつでも)

- 1  農薬や動物用医薬品の残留
- 2  食品添加物の使用
- 3  食物アレルギー物質の含有
- 4  遺伝子組換え作物の使用
- 5  放射性物質の含有
- 6  輸入食品の安全性
- 7  ウイルスや細菌による食中毒
- 8  表示の偽装(消費期限、原産地など)
- 9  食品への異物混入
- 10  特に不安に思っていない
- 11  その他

次へ

0

50

100(%)

## 食品を購入する際に考慮する点について

### B3

あなたは食品を購入する際に、どのような点を考慮していますか。  
あてはまるものをすべて選んでください。(いくつでも)

- 1  国内で生産、製造、加工されたものであること
- 2  三重県内で生産、製造、加工されたものであること
- 3  信頼できる店舗が販売していること
- 4  消費期限や賞味期限に余裕があること
- 5  信頼できる生産者やメーカーであること
- 6  使用されている食品添加物が少ないこと
- 7  アレルギー物質が入っていないこと
- 8  鮮度や色など見た目が良いこと
- 9  生産者や生産履歴の情報が明確であること
- 10  有機栽培など、特別な栽培方法であること
- 11  価格が適正であること
- 12  その他
- 13  特に考慮していることはない

次へ

0

50

100(%)

## 食品の安全に関する情報の入手方法について

### B4

あなたは食品の安全性に関する情報について、どのような方法で得たいと思いますか。  
あてはまるものをすべて選んでください。(いくつでも)

- 1  テレビ・ラジオ
- 2  新聞・雑誌
- 3  インターネット
- 4  SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)
- 5  三重県のホームページ
- 6  三重県以外の行政機関のホームページ
- 7  国や地方自治体が発行するリーフレットなど
- 8  スーパー、小売店、宅配などでの表示やリーフレット
- 9  口コミ(友人・家族など)
- 10  特にない
- 11  その他

次へ

0

50

100(%)



食品を安心して食べるために、気をつけていることや知りたいことについて

B5

食品を安心して食べるために、ふだん気をつけていることや知りたいことを教えてください。

例)食物アレルギーの有無や種類を確認している。

輸入食品の安全性について知りたい。

肉は十分加熱して食べているが、他にも食中毒予防方法があれば知りたい。

次へ

0

50

100(%)

## 食の安全・安心のために県に期待する取組について

### B6

あなたが食品の安全・安心を得るために、県に期待する取組はどれですか。  
あてはまるものをすべて選んでください。(いくつでも)

- 食品の生産から加工・調理、販売にいたる、各過程での監視指導や検査を実施すること
- 食の安全・安心に関する科学的知見の集積や、調査研究を推進しその成果の普及啓発に取り組むこと
- 食品関連事業者に向けて、国際水準GAP、水産エコラベル、みえの安心食材表示制度といった認証制度、みえジビエやきのこに関する県独自のマニュアル等の導入支援に取り組むこと
- 県民の皆さんに向けて、わかりやすい情報発信と学習機会の提供に取り組むこと
- 県、食品関連事業者や団体、学校、地域の団体、県民の皆さんなど、さまざまな主体が相互理解を深め、協働していけるよう交流の機会を創出すること
- あてはまるものはない

次へ

0

50

100(%)

## 食の安全・安心のために食品関連事業者や関係団体に期待する取組について

### B7

あなたが食品の安全・安心を得るために、食品関連事業者や関係団体に期待する取組はどれですか。

あてはまるものをすべて選んでください。(いくつでも)

- 1:食品の生産から加工・調理、販売に至る、各過程で関係法令を遵守すること
- 2:関係法令のほか、国際水準GAP、水産エコラベル、みえの安心食材表示制度といった認証制度、きのこやみえジビエに関する県独自のマニュアルの積極的導入等により、自主管理の向上を図ること
- 3:県民の皆さんに向けて、2のような取り組みを自主的に情報発信すること
- 4:コンプライアンス意識の向上や関係法令に関する理解を深めること
- 5:さまざまな主体と連携し、食育の推進や食品関連産業における人材の育成、イベントを開催するなど、相互理解の促進と信頼関係の構築に取り組むこと
- 6:あてはまるものはない

次へ

0

50

100(%)

## 続いて、「C 三重の森林づくりに関して」

### 森林との関わりについて(1)

#### C1

あなたと森林の現在の関わりについて教えてください。  
あてはまるものをすべて選んでください。(いくつでも)

- 1  森林に関係する仕事をしている
- 2  森林に関係する活動に参加している(地域の植樹活動、里山整備など)
- 3  休日などに森林とふれあう機会がある
- 4  森林とふれあう機会がない

次へ

0

50

100(%)

## 森林との関わりについて(2)

### C2

あなたは森林についてどのように感じていますか。  
あてはまるものを1つ選んでください。

- 1  森林は大切だと感じており、積極的に関わっていきたい
- 2  森林は大切だと感じており、機会があれば関わっていきたい
- 3  森林は大切だと感じているが、あまり関わろうとは思わない
- 4  森林を大切だとは感じていない

次へ

0

50

100(%)

## 森林づくりへの理解の醸成について

### C3

林業などを通じて森林を適正に管理し、健全な森林を将来に残すためには、多くの方が森林と私たちの暮らしの関わりを理解し、森林保全に関わったり、木材を利用したりすることが大切です。

あなたは、森林・林業についての理解を深めるために、どのような取組が有効だと思いますか。

あてはまるものをすべて選んでください。(いくつでも)

- 1  幼児期から森林などに親しむ野外体験
- 2  小中学校における森林のはたらきなどを学ぶ森林教育
- 3  県や市町が主催する森林公園や里山等における自然観察会
- 4  乳幼児期から県産木材に親しむための玩具などの配布
- 5  小中学校における県産木材を使った木工体験
- 6  森林公園など、森林に親しめる場所を使いやすいするための取組  
(遊歩道やベンチの整備など)
- 7  幼稚園や保育園、小中学校、図書館、公民館など身近な公共施設における県産木材の利用  
(内装木質化、木の家具や遊具の設置など)
- 8  森林・林業に関するイベントや講演会
- 9  その他
- 10  いずれも有効だと思わない

次へ

0

50

100(%)

## 「みえ森林フェスタ」について

### C4

三重県では、県民のみなさんが森林や木に親しみ、森林への理解と関心を深めていただくことを目的に毎年1回、森林関連イベント「みえ森林フェスタ」を開催しています。

「みえ森林フェスタ」に多くの県民のみなさんに来場していただくためにどのようなコンテンツが必要だと思いませんか。

あてはまるものをすべて選んでください。(いくつでも)

- 1  木工体験や植樹体験、間伐体験などのワークショップ
- 2  木製品の展示・販売
- 3  森づくりに関わる企業の取組紹介
- 4  子どもたちが直接木にふれ遊ぶことができる木製玩具・遊具コーナー
- 5  苗木の無料配布
- 6  森林に関するクイズイベント
- 7  開催地のご当地グルメ・物産の販売
- 8  キッチンカー
- 9  芸能人のトークショー
- 10  地元学生によるパフォーマンス(ダンスや音楽など)
- 11  スタンプラリー抽選会
- 12  その他

次へ

0

50

100(%)

## 「みえ森と緑の県民税」について(1)

### C5

三重県は、平成26年に「みえ森と緑の県民税」を導入し、個人の方は年額1,000円、法人は資本金額に応じた県民税均等割の10%相当額(年額2,000円～80,000円)を納めていただいています。

「みえ森と緑の県民税」を活用して、県は、災害緩衝林整備事業等の災害に強い森林づくりに取り組むとともに、市町は、人家裏や通学路沿いの暮らしに身近な危険木の伐採、教育現場への木製備品の導入など地域に密着した取組を実施しています。

あなたは、「みえ森と緑の県民税」をご存じですか。

《みえの森と緑の県民税》

<http://www.pref.mie.lg.jp/SHINRIN/HP/mori/74681015390.htm>

- 1  知っている
- 2  知っているが詳しい内容までは知らなかった
- 3  知らない

次へ

0 50 100(%)



## 「みえ森と緑の県民税」について(2)

### C6

県や市町は「みえ森と緑の県民税」を活用して2つの基本方針に沿って「5つの対策」に取り組んでいます。

「5つの対策」のうち、どの取組が重要だと思いますか。  
あてはまるものをすべて選んでください。(いくつでも)

- 1  土砂や流木による被害を出さない森林づくり  
【例】 溪流内の流木の撤去や土砂災害防止機能の強化に向けた森林の整備
- 2  暮らしに身近な森林づくり  
【例】 人家や通学路、電線沿いの危険木の伐採
- 3  森林を育む人づくり  
【例】 幼稚園、保育園、小学校等での森林に関する教育活動
- 4  森林と人をつなぐ学びの場づくり  
【例】 木に親しんでいただくための公共施設の木質化や森林関連イベントの開催
- 5  地域の身近な水や緑の環境づくり  
【例】 森林に関する教育活動を行うためのフィールド整備(遊歩道の整備など)

次へ

0 50 100(%)

### 「みえ森と緑の県民税」について(3)

#### C7

三重県では、県民の皆さんに「みえ森と緑の県民税」を知っていただくために、さまざまな媒体を活用した普及啓発に取り組んでいます。

多くの県民のみなさんに「みえ森と緑の県民税」について知っていただくためには、どのような媒体を活用した普及啓発が最も有効だと思いますか。

- 1  県や市町の広報誌
- 2  SNS
- 3  ポスター
- 4  チラシ
- 5  新聞
- 6  インターネット広告
- 7  テレビ
- 8  ラジオ
- 9  イベントや公共施設等におけるパネル展示
- 10  その他

次へ

0

50

100(%)

## 「森林環境譲与税」及び「森林環境税」について

### C8

令和元年度から全国の市町村や都道府県に対し、国から「森林環境譲与税」が譲与されており、市町では、主に森林の公的な管理をはじめとする森林整備等に、県では、森林整備を実施する市町の支援や林業人材の育成等に取り組んでいます。

令和6年度からは、譲与税の財源として、個人の方に「森林環境税」として、年間1,000円を納めていただいています。

あなたは、「森林環境譲与税」及び「森林環境税」をご存じですか。

《森林環境税及び森林環境譲与税(林野庁ホームページ)》

[https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyousei/kankyousei\\_jouyousei.html#t1](https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyousei/kankyousei_jouyousei.html#t1)

《森林環境税及び森林環境譲与税(三重県ホームページ)》

<https://www.pref.mie.lg.jp/SHINRIN/HP/m0116700094.htm>

- 1  知っている
- 2  知っているが詳しい内容までは知らなかった
- 3  知らない

### 【以下参考】

《「みえ森と緑の県民税」と「森林環境譲与税」を活用した森林づくり(三重県ホームページ)》

<https://www.pref.mie.lg.jp/MIDORI/HP/m0118500255.htm>

次へ

0

50

100(%)

## 続いて、「D デジタルの活用に関して」

### デジタルの活用について-1

#### D1

あなたは、身のまわり(仕事)でデジタル化が進んでいると思いますか。  
あなたの実感にもっとも近いものを1つだけ選んでください。

- 1  進んでいる
- 2  どちらかと言えば進んでいる
- 3  どちらかと言えば進んでいない
- 4  進んでいない
- 5  その他

次へ

0

50

100(%)

## デジタルの活用について-2

### D2

あなたは、身のまわり(くらし)でデジタル化が進んでいると思いますか。  
あなたの実感にもっとも近いものを1つだけ選んでください。

- 1  進んでいる
- 2  どちらかと言えば進んでいる
- 3  どちらかと言えば進んでいない
- 4  進んでいない
- 5  その他

送信

0

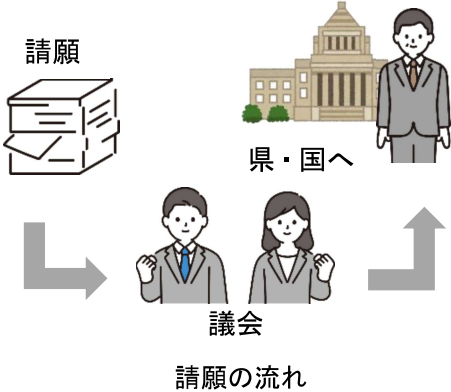
50


100(%)

## 2025年「あなたが選ぶ！三重県議会の活動ベスト10」候補（概要）

「三重県議会の活動ベスト10」の候補をリストアップしました。それぞれの内容は以下のとおりですので、皆さんの選定の参考にしてください。

### ～開かれた議会運営の実現～

1月～	<b>① 県民の皆さんの想いを国や知事等へ《請願15件を受け付け》</b> （注）2025年1月～10月末に受け付けた件数です
<p>県民の皆さんの想いがこめられた請願15件の趣旨をしっかりと受け止め、所管の常任委員会で審査しています。</p> <p>所管の常任委員会での審査結果を踏まえ、本会議で採択された請願のうち、県政に関するものについては、その実現に向け、<b>どのように取り組んだのか知事に対し報告を求め、国政に関するものについては、衆参両議院議長や内閣総理大臣に対して意見書を提出するとともに、</b>県選出国會議員に協力を要請しています。</p> <div style="text-align: right;">  <p>請願 県・国へ 議会 請願の流れ</p> </div>	

1月～	<b>② 次代を担う児童・生徒に主権者教育を実施</b> <b>《みえ県議会出前講座で8校を訪問》</b>
<p><b>未来の有権者である子どもたちに、主権者教育の一環として、議会の仕組みや役割を伝える授業を行っています。</b></p> <p>1月の県立紀南高校（当時。現：県立熊野青藍高校 紀南校舎）を皮切りに、10月までに小学校や高校 計8校で実施しました。</p> <p>児童からは「県議会のことを詳しく知ることができたのと同時に、政治に興味を持つことができました」や「私が18歳になったら積極的に選挙に行きたいと思いました」等の感想をいただきました。</p> <div style="text-align: right;">  <p>出前講座の様子 （四日市市立浜田小学校）</p> </div>	

1月～ 2月	③ 高校生からの提案に対する、議会での議論をフィードバック 《みえ高校生県議会フィードバック実施》
<p>令和6年8月に開催した「みえ高校生県議会」で高校生からいただいた提案等について、<b>行政部門別常任委員会での議論の結果を議員から高校生に報告するとともに、高校生からその後の取組状況について聴き取りを行い、相互にフィードバックを行う仕組みを新たに構築しました。</b></p> <p>高校生からは、「<b>自分たちの提案が県の事業として形になっていくとは思っていなかった、とても嬉しい</b>」や「<b>言ってみる・やってみることで変えていくことができるという実感を持った</b>」などの感想をいただきました。</p>	




フィードバックの様子  
(県立津高校)

2月 10月	④ 県民の皆さんの多様な意見を議論に反映 《みえ現場 de 県議会を2回開催》
<p>県政の重要課題等をテーマに県内各地で県民の皆さんと意見交換を行う「みえ現場 de 県議会」。</p> <p>2月には「SDGsにも貢献する森林・林業」をテーマに、熊野市で林業や木材利用の関係者の方々と意見交換を行いました。</p> <p>また、10月には「若者とこれからの地域づくり～防災・減災～」をテーマに、四日市市や石川県で地域防災・被災地支援活動に参加している、四日市大学・四日市看護医療大学の学生や、地域防災活動を支援する関係団体の方々と意見交換を行いました。</p> <p><b>いただいたさまざまなご意見を踏まえ、県議会での議論を深め、施策や予算に反映できるよう取り組んでいます。</b></p>	



みえ現場 de 県議会の様子  
(熊野市)



3月	<p>⑤ 議場に響き渡る中学生の演奏《3回目となる議場演奏会を開催》</p>
<p>3月31日、本会議に先立ち議場内において、県の吹奏楽コンクールで何度も金賞を受賞している、四日市市立<sup>うつべ</sup>内部中学校吹奏楽部による演奏会を、<b>開かれた議会への取り組みの一つ</b>として開催しました。</p> <p>当日は、中学生約30名により4曲が演奏され、議場には美しい旋律が響き渡り、大きな拍手に包まれました。</p>	
	
<p>議場での演奏の様子</p>	

4月	<p>⑥ 請願提出の手続きをより便利に《請願のオンライン提出運用開始》</p>
<p>請願は地方自治法の規定に基づき、請願書の提出により行うこととされていましたが、令和5年改正地方自治法が令和6年4月に施行されたことによって、地方議会の判断により請願等の地方議会における手続きのオンライン化が可能となりました。</p> <p>令和6年度に協議を重ねた結果、実施に向けた環境が整ったことから、令和7年4月から<b>請願のオンライン化</b>の運用を開始しました。</p>	
<div style="background-color: #4a86e8; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> <p>請願のオンライン化が始まります (令和7年4月1日～)</p> </div> <p><small>三重県議会では、県民に対する意見や要望も、議員の紹介を通じて議会に提出できる請願について、従来の書面による提出に加え、オンラインによる手続が可能となりますので、ぜひご利用ください。</small></p> <p>1. 開始日 令和7年4月1日(火)</p> <p>2. 利用手順</p> <p>① オンラインによる請願の提出を希望する場合、議員を選び議会事務局までご連絡ください。</p> <p>② 事務係よりID・パスワードを請願者に付与し、提出方法についてご案内します。</p> <p>③ ②の案内を参考に「三重県電子申請・提出システム」をご利用のうえ、フォームへの入力またはファイルの添付によりご提出ください。</p>	
<p>オンライン化開始のお知らせ</p>	

～住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進～

<p>1月 2月 6月</p>	<p>⑦物価高騰や米国の関税措置による影響に対応するための予算を決定 《補正予算の議決》</p>
<p>エネルギーや食料品等の物価高騰の影響を受けている生活者や医療・介護事業所、農畜水産業、中小企業等の事業者に対する支援を進めるため、補正予算を速やかに議決しました。</p> <p>また、米国の関税措置による影響が懸念される中小企業、農水産業者等を支援するための補正予算を速やかに議決しました。</p> <p>具体的には、物価高騰対策として、生活者や事業者等に対してLPガス料金高騰分の一部を支援するための予算などについて、米国の関税措置対策として、中小企業・小規模企業、農水産業者に対して資金繰り支援を行うための予算などについて決定しました。</p> <div data-bbox="970 533 1428 806" style="text-align: right;"> </div> <p style="text-align: right;">物価高騰等に対する支援 のための補正予算</p>	

<p>6月</p>	<p>⑧北朝鮮による拉致被害者の早急な全員即時一括帰国を求める決議案を 全会一致で可決 《三重県議会の考えを発信》</p>
<p>拉致被害者家族連絡会の有本明弘さんがお亡くなりになり、家族会の親世代のメンバーは横田早紀江さんのみとなってしまったことを受け、拉致被害者全員の帰国の実現に向けて全力で取り組むことが必要であるとして、6月定例会議において「北朝鮮による拉致被害者の早急な全員即時一括帰国を求める決議案」を全会一致で可決しました。</p> <p>この決議案では、北朝鮮に対し、一日も早く拉致被害者全員を帰国させるよう強く求めるとともに、政府および国会において、全拉致被害者の即時一括帰国の早急な実現のために全力を尽くして取り組むよう要望しています。</p> <div data-bbox="970 1361 1428 1653" style="text-align: right;"> </div> <p style="text-align: right;">北朝鮮による拉致被害者の 早急な全員即時一括 帰国を求める決議</p>	

8月	<p>⑨ 県民生活の向上等に向け、今後の県政運営に関する意見を知事に申し入れ《令和6年度の政策を評価し、議会の意見を表明》</p>
<p>予算決算常任委員会および各行政部門別常任委員会では、関係部局が令和6年度に取り組んだ成果や課題、今後の取組方向をとりまとめた「令和7年版県政レポート(案)」について詳細に調査・議論しました。</p> <p>これらを踏まえ、8月8日、予算決算常任委員長をはじめ各委員長が、知事に対して、<b>県内産業の持続的な発展に向けた取り組みや、メリハリのある予算編成を含む財政運営</b>を求めるとともに、各施策に対する意見を述べ、令和8年度の行政展開方針や当初予算編成に反映させるよう申し入れました。</p>	




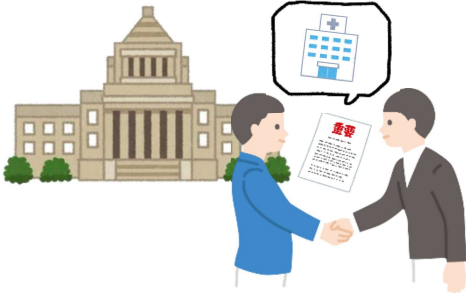
知事への申し入れ

8月～ 9月	<p>⑩ 学校における児童生徒の盗撮被害防止対策の徹底、教職員の不祥事の根絶に向けて強く意見 《他県での教員による児童盗撮事案を受けての教育警察常任委員会の動き》</p>
<p>女子児童を盗撮し、SNSのグループチャットで動画や画像を共有したとして、名古屋市および横浜市の小学校教員が、性的姿態撮影処罰法違反容疑で逮捕される事案が発生しました。これを受けて、議会では8月5日に臨時で教育警察常任委員会を開催し、本事案を踏まえた対応について議論を行いました。</p> <p>議論の結果、①学校における児童生徒の<b>盗撮被害防止対策の環境整備等</b>に向け、<b>必要な予算をしっかりと確保すること</b>、②本県教職員の不祥事を根絶し、児童生徒、保護者および地域の方々に<b>信頼される教職員であり続けることの2点</b>を、9月25日の本会議の委員長報告で強く求めました。</p>	



委員長報告の様子

9月	⑪ 再選した知事へ今後の県政運営を問う《知事選に伴う代表質問》
<p>令和7年9月7日に執行された知事選挙に伴い、知事へ質問を行う代表質問が9月30日に行われました。</p> <p>代表質問では、5人以上の議員が所属する、新政みえ・自由民主党・自民党県議団の3つの会派の代表者が、<b>2期目の当選を果たした一見知事に対して、政策集の内容や今後の県政運営等について問いました。</b></p>	
	
<p>議員からの質問に 答弁する一見知事</p>	

10月	⑫ 物価高騰及び賃金上昇に対応するための医療機関等への経営支援及び診療報酬の改定を求める意見書案を全会一致で可決《県議会の意見書を国へ提出》
<p>9月定例会月会議において、「物価高騰及び賃金上昇に対応するための医療機関等への経営支援及び診療報酬の改定を求める意見書案」を全会一致で可決し、国関係機関等へ提出しました。</p> <p>物価高騰および賃金上昇の影響により、医療機関等の経営状況が非常に厳しい状況にあり、看護職員の賃上げが他産業並みには及ばない状況にあります。そのため、この意見書では、<b>医療機関等の経営支援策や診療報酬の十分な引上げなどを国に求めました。</b></p>	
	
<p>県議会の意見を国へ</p>	

10月	<p>⑬議会での議論を踏まえた条例へ 《食を担う農業及び農村の活性化に関する条例の改正と基本計画の見直し》</p>
<p>農業および農村を取り巻く環境の変化を受け、農業の振興に関する規定等を整備する条例の改正が行われました。</p> <p>令和6年度から積極的に議論を行い、食料自給総合対策調査特別委員会の提言や環境生活農林水産常任委員会の委員長報告等を踏まえ、<b>農産物の生産拡大等の促進や地産地消の推進</b>を図ることで、<b>自給力を高め、食料自給率の向上</b>につなげていく内容とする条例に改正されるとともに、条例に基づく基本計画の見直しが進んでいます。</p>	



地産地消の推進

### ～独自の政策提言と政策立案の強化～

1月～	<p>⑭伊勢茶に親しむ暮らしの推進に向け、条例案を検討 《伊勢茶の振興に関する条例策定調査特別委員会》</p>
<p>令和6年5月に「伊勢茶の振興に関する条例策定調査特別委員会」を設置し、伊勢茶に親しむ暮らし推進条例案の策定に向けた活動を行っています。今年は、昨年を実施した調査を踏まえ、条例案の策定に向けた検討を実施し、<b>8月には特別委員会として伊勢茶に親しむ暮らし推進条例の素案をとりまとめました。</b></p> <p>今後は関係団体や執行部などの意見を踏まえ、最終的な条例案の提出に向け、さらなる検討を進めます。</p>	



伊勢茶に親しむ暮らしの推進

5月～	⑮「海」の課題解決に向けて分野横断的な議論・独自の政策提言へ 《豊かで美しい三重の海づくり調査特別委員会を設置》
<p>三重県にとっての「海」は、水産業や県民の暮らしにとって、非常に重要なものですが、近年、海を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、全国豊かな海づくり大会の開催も契機として、豊かで美しい海への取り組みを推進するため、今年度、新たに特別委員会を設置しました。</p> <p>委員会では、生き物が暮らす観点での海洋環境保全、海を育む人材の確保、海域の利活用等、漁業関係者、国、学識経験者等も交えて<b>幅広い観点から分野横断的に議論</b>を進めており、<b>豊かで美しい三重の海が次世代へ引き継がれていくことを目指して、現状や課題の整理を行い、政策提言等につなげられるよう委員会活動</b>を行っています。</p>	



委員会での調査の様子

10月	⑯「安心して働ける職場づくりのヒント」を学び、働き方改革や人材確保の取り組みの議論へ《議員勉強会を開催》
<p>世界においても例をみないスピードで少子・高齢化が進む中、中小企業を中心として広い業種で人材不足が課題となっています。県ではこれまで働き方改革に係る取り組みの周知や取組支援を行ってきましたが、引き続き取り組みを行う必要があります。</p> <p>議会としても、改めて人材確保に必要な取り組みや働き方改革について学び、議論に生かしていく必要があるため、10月9日、「安心して働ける職場づくりのヒント」をテーマに、議員勉強会を開催しました。</p> <p>勉強会では、津市内で社会保険労務士として実務に携わる講師から、<b>働き方改革関連法などに係る知見と、それらを踏まえた、人材確保に必要な視点について解説いただき、今後の働き方改革のあり方について理解を深めました。</b></p>	



議員勉強会の様子

## ～分権時代を切り開く交流・連携の推進～

3月	<p>⑰ 多様な人材の議会への参画に向けて議会改革の輪を広げる 《「第9回全国自治体議会改革推進シンポジウム」を開催》</p>
<p>3月26日に約8年ぶりとなる「第9回全国自治体議会改革推進シンポジウム」を開催し、全国の67自治体の議会などから、254名の方にご参加いただきました。</p> <p>経済や社会の情勢が大きく変化する中で議会の役割を果たしていくためには、<b>多様な立場からの意見の反映がこれまで以上に重要</b>となっていることから、テーマは「議会改革の推進と女性や若者等多様な人材の活躍」とし、女性議員・若手議員・会社員でもある議員など、<b>さまざまな立場の議員がパネルディスカッションを行い、交流・連携を深めることで、「多様な人材の議会への参画」という新たな視点の議会改革の輪を広げる契機</b>となりました。</p>	



シンポジウムの様子

9月	<p>⑱ 紀伊半島地域の重要課題の解決に向けて三県で連携 《紀伊半島三県議会交流会議の開催》</p>
<p>9月1日、奈良県で開催された紀伊半島三県議会交流会議において、目撃情報の急増や人的被害の発生等が課題となっているツキノワグマ対策や、「命の道」として重要な紀伊半島アンカールートの整備促進について、<b>三重県、奈良県、和歌山県の三県議会で意見交換</b>を行い、その<b>着実な推進に向けて協力・連携し、三県議会が共同でツキノワグマによる人的被害への対策のための予算確保や、紀伊半島アンカールートの整備促進等について国に要望すること等について合意</b>しました。</p>	



会議の様子

## ～その他～

5月	⑱ 三重県とインドネシアの関係強化へ《議長がインドネシア共和国を訪問》
<p>三重県議会との関係強化を図るため、5月に、議長がインドネシア共和国を訪問しました。</p> <p>知事と共にインドネシア保健省の大臣と面談し、三重県とインドネシアとのMOU（覚書）の発展的な修正締結の場に同席したほか、三重県議会で独自にインドネシア共和国議会 国際協力委員会（BKSAP）議長や、バンテン州知事・州議会議員と面談し、<b>三重県とインドネシアの相互理解・友好関係を深め、さらなる連携やお互いの課題解決に向けた協力について、確認</b>しました。</p> <p>インドネシア国会議長からは、「チャンスを最大限活かし、インドネシアからの若者の派遣についてサポートしていきたい。ぜひ、三重県を訪問したい」との言葉をいただきました。</p>	




バンテン州知事との  
意見交換の様子


9月	⑳ 新議員を迎え、9月定例会議がスタート《4名の新議員が県議会へ》
<p>9月7日執行の知事選挙に合わせて実施された、県議会議員補欠選挙（桑名市・桑名郡選挙区《欠員2》、鈴鹿市選挙区《欠員1》、伊賀市選挙区《欠員1》）で<b>当選した新議員4名を迎え、9月定例会議がスタート</b>しました。</p> <p>新議員を含め、48人の議員の任期は、令和9年4月29日までです。</p>	



新議員の初登庁の様子



9月～ 10月	㉑ 議会活動のさらなる充実へ 大学院生が議会に提案 《インターンシップ実習生3名の受入れ》
<p>9月、京都大学大学院および東京大学大学院の学生3名をインターンシップ実習生として受け入れ、本県議会のさまざまな取り組みを体験していただきました。</p> <p>また、本県議会の取り組みを実習生や同大学院における今後の研究にも生かしてもらえるよう、実習期間中には<b>全会派の議員との対話・交流の機会</b>を設けました。</p> <p>インターンシップ終了後の報告会では、議会の広報機能の充実や、執行部のキャパシティに注目した改革、議会事務局の改革等について実習生たちから提案をいただき、<b>議員との間で活発な質疑応答が行われました。</b></p>	
	
<p>議員を前に 実習成果を報告</p>	

10月	㉒ 故 三谷哲央議員をしのぶ《三重県議会葬が執り行われる》
<p>8月9日に、三谷哲央議員（桑名市・桑名郡選出、新政みえ、77歳）が急逝されました。</p> <p>故 三谷議員は、平成7年に初当選以来、連続8期当選し、第102代議長を務めるなど、30年余りにわたり県政の推進に貢献されました。</p> <p>9月25日の本会議では追悼演説が行われ、また、10月10日には、津市内において、三重県議会葬がしめやかに執り行われました。議会葬では、県議会議員のほか、故三谷議員と親交のあった方など約200人が参列し、<b>全員で黙とうを捧げた後に一人ずつ献花を行い、故人をしのびました。</b></p>	
	
<p>議会葬で弔辞を述べる 服部議長</p>	

現在位置：[トップページ](#) > [観光・産業・しごと](#) > [森林・林業](#) > [みんなで支える森林づくり](#) > [みえ森と緑の県民税](#) > [みえ森と緑の県民税とは](#) > [みえ森と緑の県民税](#)

担当所属：[県庁の組織一覧](#) > [農林水産部](#) > [みどり共生推進課](#) > [みどり推進班](#)

いいね！

シェアする

ポスト

LINEで送る

## みえ森と緑の県民税

令和07年12月16日

### トピックス

[みえ森と緑の県民税とは](#)[県の事業](#)[市町の事業](#)[県・市町の連携事業](#)[評価制度](#)[導入経緯と見直し](#)

### 三重の農林水産業：三重の森林づくり

## 三重の森林づくり

### みえ森と緑の県民税

森林には、きれいな水を貯える機能や地球温暖化の防止、県土の保全、癒しや健康増進など、私たちが健康で快適な生活を送るために欠かすことのできない大切な働きがあります。

しかし、山村地域の過疎化や林業の不振などにより手入れが不足した荒廃森林が増えています。異常気象が増加していることも考え合わせると、自然災害の発生リスクが高まっていると考えられます。

そこで県では、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるため、「みえ森と緑の県民税」を平成26年4月1日から導入しました。



画像をクリックするとプロモーション動画  
(4分24秒Ver.)のリンク先へ移動します。



画像をクリックするとプロモーション動画  
(30秒Ver.)のリンク先へ移動します。

[「みえ森と緑の県民税」を紹介した印刷物と動画](#)

### みえ森と緑の県民税を活用した取組について

県と市町が、「2つの基本方針と5つの対策」に沿って、みえ森と緑の県民税を活用した取組を行います。

基本方針1「災害に強い森林づくり」では、2つの対策「土砂や流木による被害を出さない森林づくり」と「暮らしに身近な森林づくり」を進めます。

基本方針2「県民全体で森林を支える社会づくり」では、3つの対策「森を育むづくり」「森と人をつなぐ学びの場づくり」「地域の身近な水や緑の環境づくり」を進めます。

主な取組は、次のとおりです。

令和7年度みえ森と緑の県民税を活用した取組

### 県で取り組む事業

#### 災害に強い森林づくり推進事業

##### ● 流木の発生や土砂の流出を抑制する森林の整備（災害緩衝林整備事業）

近年の山地災害に見受けられる流木や土砂流出による被害を低減するため、水が集中する谷地形や浸食されやすい土壌等を立地環境とする溪流沿いの森林において、「災害緩衝林」の整備を進めます。

- ・豪雨時等に流出する恐れのある危険木を除去します。
- ・過密な森林の立木密度を下げて、樹幹の肥大成長、根系の発達等により樹木の抵抗機能、支持機能を向上させ、流下する流木や土砂の捕捉・堆積を促進するとともに、倒木や土砂等の溪流への流入・流出を抑制します。



### 災害緩衝林整備事業の概要

令和7年度に事業実施を予定している箇所の一覧表

- ・災害緩衝林整備事業の効果等を確認できるガイドラインを以下のとおり作成しましたのでご覧ください。

[「災害に強い森林づくり」の評価のためのガイドライン](#)

[「災害に強い森林づくり」の評価のためのガイドライン 概要版](#)

### ●土砂・流木の除去（土砂・流木緊急除去事業）

「崩壊土砂流出危険地区」内の治山施設等に異常堆積して流出する恐れのある土砂や流木を除去します。

### 土砂・流木緊急除去事業の概要

令和7年度に事業実施を予定している箇所の一覧表



### ●災害に強い森林づくり推進事業の取組実績

[平成26年度災害に強い森林づくり推進事業の取組実績](#)

[平成27年度災害に強い森林づくり推進事業の取組実績](#)

[平成28年度災害に強い森林づくり推進事業の取組実績](#)

[平成29年度災害に強い森林づくり推進事業の取組実績](#)

[平成30年度災害に強い森林づくり推進事業の取組実績](#)

[令和元年度災害に強い森林づくり推進事業の取組実績](#)

[令和2年度災害に強い森林づくり推進事業の取組実績](#)

[令和3年度災害に強い森林づくり推進事業の取組実績](#)

[令和4年度災害に強い森林づくり推進事業の取組実績](#)

[令和5年度災害に強い森林づくり推進事業の取組実績](#)

### 災害に強い森林づくり推進事業 効果検証にかかる調査・研究事業

「みえ森と緑の県民税」を活用して実施している災害に強い森林づくり推進事業（災害緩衝林整備事業）では、事業の効果検証を行っています。

#### ●【1期目】平成26～30年度の効果検証に係る調査・研究事業の項目

項目1 土砂流出量調査

項目2 航空レーザ測量データを用いたモニタリング調査

項目3 立木引き倒し試験による根系抵抗力調査

#### ●【2期目】令和元～5年度の効果検証に係る調査・研究事業の項目

項目1 樹木根系による斜面安定効果の調査

項目2 UAV（ドローン）を用いた森林モニタリング調査

項目3 整備森林における危険木発生状況の調査

#### ●【3期目】令和6～10年度の効果検証に係る調査・研究事業の項目

項目1 多様な条件下における土砂止設置効果の検証

項目2 航空レーザ測量データを活用した目標径級への到達状況の検証

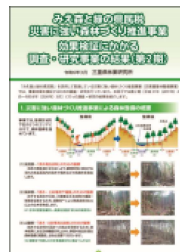
## 項目3 3次元点群測量による流木発生抑制効果の検証

## 【成果パンフレット】

## 1期目の研究結果



## 2期目の研究結果



[林業研究所ホームページ](#)

### 災害に強い森林再生事業

シカの食害や気象害等による被害森林が増加すると、森林の有する土砂流出防止等の公益的機能の低下が懸念されることから、森林を早期に回復させるための植栽や下刈り、鳥獣害防止施設等の整備を支援し、災害に強い森林づくりを目指します。

### 森林情報基盤整備事業

航空レーザ測量を実施して、詳細な森林資源情報を把握することで、効率的な森林管理を促進するとともに、制度の高い3次元地形データを取得して、災害発生の危険性の高い地域等を客観的に把握することで、災害に強い森林づくりを効果的に進めます。

また、航空レーザ測量によって把握できる尾根、谷等の詳細な地形や林相界等の情報を森林クラウドにより市町と共有することで、市町による森林の適正な管理の実行につなげます。

[森林情報基盤整備事業について](#)

### 森を育む人づくりサポート体制整備事業

#### ●みえ森林教育ビジョン推進事業

みえ森林教育ビジョンを実現するため、森林教育の裾野を広げ、子どもから大人まで一貫した教育体制を構築し、主体的・対話的で深い学びの充実を図るためのイベントや講座の開催、みえ森林ワークブックの作成などに取り組みます。

[みえ森林教育ビジョンについて](#)

#### ●みえ森づくりサポートセンター運営事業

みえ森と緑の県民税市町交付金事業等により学校や地域で実施される森林環境教育や木育、森づくり活動にかかる相談窓口となる「みえ森づくりサポートセンター」を運営し、指導者育成を行うほか、広域的・総合的なサポートを行います。

みえ森づくりサポートセンターのホームページ <http://www.zc.ztv.ne.jp/miemori/>

#### ●みえ森林教育ステーション運営・整備事業

三重県民の森みえ森林教育ステーションの運営を行うとともに、森林教育活動を展開します。

また、森林教育ステーションの認定や活用に向けた支援を行うほか、新たな森林教育活動のフィールドを整備します。



[みえ森林教育ステーション認定事業について](#)

[みえ森林教育ステーション認定施設一覧](#)

### みんなで取り組む三重の森林づくり推進事業

児童・生徒を対象とした「みえの森づくりポスターコンクール」のほか、県民が森林を身近なものとして感じ、学べる場として「森林フェスタ」を開催するなど、県民が森を育む意識の醸成を図ります。

また、県民、企業による森づくり活動の機会や場の提供を通じて、県民による森づくり活動の促進を図ります。  
あわせて、企業・NPO・教育機関・行政などで構成する「三重の森づくりネットワーク」を構築し、各主体の交流を通じて「三重の森づくり運動」を展開し、令和13年開催の全国植樹祭招致に向けた気運を醸成します。

みえの森づくりポスターコンクールについて

### 生物多様性推進事業

企業、NPO等自然環境保全団体等が個々に行っている野生生物の生息状況調査及び生物多様性保全活動をネットワーク化することで、森林環境教育の推進や森林の多面的機能の一つである生物多様性の保全を行い、地域の身近な水と緑の環境づくりを推進します。

### 森林とふれあう自然公園環境整備事業

県民が森林や緑と親しめるよう、NPOや団体、市町等が自然公園の園地や東海・近畿自然歩道、大杉谷登山歩道等を活用して実施している、あるいは実施を予定している、森林と親しむ森林環境教育セミナーやガイドツアー等の取組をブラッシュアップします。

また、そのフィールドとなっている自然公園の園地や自然歩道等において、危険な箇所でのルートの見直しを含め、活用されている施設の安全点検を行うとともに、きめ細かいサイン標識や説明看板の設置、歩道の階段や転落防止柵等の改修などを行います。

### 市町で取り組む事業

「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を推進するという「みえ森と緑の県民税」の趣旨に則って、市町が地域の実情に応じて創意工夫した森林づくりの施策を展開します。事業内容は「2つの基本方針と5つの対策」に沿って市町が決定します。

### 第1期（平成26年度から平成30年度）みえ森と緑の県民税市町交付金事業

#### ● 第1期 みえ森と緑の県民税市町交付金事業

### 第2期（令和元年度から令和5年度）みえ森と緑の県民税市町交付金事業

「基本枠」「加算枠」「連携枠」「防災枠」の4つの配分枠により交付します。

#### ● みえ森と緑の県民税市町交付金（基本枠・加算枠）事業

森林所有者や事業者、森林づくりに取り組む団体等とパートナーシップを築き、地域の森林づくりのリード役となる市町が、市町交付金を活用することで、地域の実情に応じて創意工夫した森林づくりの施策を展開します。

#### ● みえ森と緑の県民税市町交付金（連携枠）事業：流域防災機能強化対策事業

山腹崩壊の発生源となる斜面上部の0次谷の凹地形周辺や、土壌浸食のおそれがある溪流沿いの森林において、根系や下層植生の発達を促す森林整備を実施し、流域の防災機能の強化を図ります。

[流域防災機能強化対策事業の概要](#)

#### ● みえ森と緑の県民税市町交付金（連携枠）事業：森林再生力強化対策事業

森林所有者等が行う新植地等への獣害防止施設等の整備や市町が行うICT等の新たな技術を用いた二ホンジカの捕獲等を支援し、森林が有する土砂流出防止等の公益的機能の高度発揮を図ります。

[森林再生力強化対策事業の概要](#)

#### ● みえ森と緑の県民税市町交付金（連携枠）事業の取組実績

[令和元年度みえ森と緑の県民税市町交付金（連携枠）事業取組実績一覧](#)

[令和2年度みえ森と緑の県民税市町交付金（連携枠）事業取組実績一覧](#)

[令和3年度みえ森と緑の県民税市町交付金（連携枠）事業取組実績一覧](#)

[令和4年度みえ森と緑の県民税市町交付金（連携枠）事業取組実績一覧](#)

[令和5年度みえ森と緑の県民税市町交付金（連携枠）事業取組実績一覧](#)

#### ● 災害からライフラインを守る事前伐採事業（みえ森と緑の県民税市町交付金（防災枠）事業）

市町がライフライン事業者及び県と締結する協定に基づき、台風等の倒木によりライフラインを寸断する恐れのある樹木を事前に伐採します。

[災害からライフラインを守る事前伐採事業の概要](#)

[令和2年度災害からライフラインを守る事前伐採事業取組実績一覧](#)

[令和3年度災害からライフラインを守る事前伐採事業取組実績一覧](#)

[令和4年度災害からライフラインを守る事前伐採事業取組実績一覧](#)

[令和5年度災害からライフラインを守る事前伐採事業取組実績一覧](#)

### 第3期（令和6年度から令和10年度）みえ森と緑の県民税市町交付金事業

第2期から制度を見直し、「基本枠」「連携枠」の2つの配分枠により交付します。

#### ●みえ森と緑の県民税市町交付金（基本枠）事業

地域の森林づくりのリード役となる市町が、市町交付金を活用し、森林所有者や事業者、森林づくりに取り組む団体等と主体的に接点を持ちながらパートナーシップを築き、地域の実情に応じて創意工夫した森林づくり等の施策を展開します。

#### ●みえ森と緑の県民税市町交付金（連携枠）事業：流域防災機能強化対策事業

山腹崩壊の発生源となる斜面上部の凹地形周辺や、土壌侵食のおそれのある溪流沿いの森林において、根系や下層植生の発達を促す森林整備を実施し、流域の防災機能強化を図ります。

[令和6年度流域防災機能強化対策事業取組実績一覧](#)

#### ●みえ森と緑の県民税市町交付金（連携枠）事業：災害からライフラインを守る事前伐採事業

台風などの倒木被害によりライフラインを寸断する恐れのある樹木の事前伐採に取り組み、県民の安全・安心な生活環境を守る森林づくりを推進します。

[令和6年度災害からライフラインを守る事前伐採事業取組実績一覧](#)

#### ●みえ森と緑の県民税市町交付金（連携枠）事業：県民参加の植樹祭事業

県民が森林や木に親しみ、森林づくり活動に関心や理解を深めてもらうこと、及び令和13年度開催の全国植樹祭招致に向けた気運醸成を目的として、市町と県が連携して植樹祭を開催します。

[令和6年度県民参加の植樹祭事業](#)

## みえ森と緑の県民税を活用した取組の評価について

みえ森と緑の県民税を活用した取組の実績等について県民の皆さんに対して明らかにすることが重要です。このため、実施後の評価等について調査審議する機関として、第三者から構成される「みえ森と緑の県民税評価委員会」を設置しています。

[みえ森と緑の県民税評価委員会](#)

[みえ森と緑の県民税基金事業の評価・提言](#)

## みえ森と緑の県民税関連条例

[みえ森と緑の県民税条例（平成25年3月29日公布）](#)

[みえ森と緑の県民税基金条例（平成25年3月29日公布）](#)

[みえ森と緑の県民税評価委員会条例（平成26年7月17日公布）](#)

## みえ森と緑の県民税の経緯

[みえ森と緑の県民税の施行状況の検討（第2期）](#)

[みえ森と緑の県民税の施行状況の検討（第1期）](#)

[みえ森と緑の県民税の導入](#)

[みえ森と緑の県民税の導入に向けた周知の取組](#)

[みえ森と緑のきずな税（仮称）の導入](#)

[森林づくりに関する税検討委員会](#)

本ページに関する問い合わせ先

三重県 農林水産部 みどり共生推進課 みどり推進班

〒514-8570 津市広明町13番地（本庁6階）

電話番号：059-224-2513 ファクス番号：059-224-2070 メールアドレス：[midori@pref.mie.lg.jp](mailto:midori@pref.mie.lg.jp)

## より良いウェブサイトにするためにみなさまのご意見をお聞かせください

- |                          |                                |                           |                                |
|--------------------------|--------------------------------|---------------------------|--------------------------------|
| お求めの情報は充分掲載されていましたか？     | <input type="radio"/> 充分だった    | <input type="radio"/> ふつう | <input type="radio"/> 足りなかった   |
| このページの内容や表現は分かりやすかったですか？ | <input type="radio"/> 分かりやすかった | <input type="radio"/> ふつう | <input type="radio"/> 分かりにくかった |
| この情報はすぐに見つけられましたか？       | <input type="radio"/> すぐに見つかった | <input type="radio"/> ふつう | <input type="radio"/> 時間がかかった  |

ページID : 000023602

[このページのトップへ](#)[リンク・著作権・免責事項・ダウンロード](#) [個人情報保護ポリシー](#) [ウェブアクセシビリティ](#) [サイトに関するご意見・お問い合わせ](#) **三重県庁** 〒514-8570 三重県津市広明町13番地 三重県庁電話案内 : [059-224-3070](tel:059-224-3070) 法人番号5000020240001 [県庁案内](#)

各ページの記載記事、写真の無断転載を禁じます。 Copyright © 2015 Mie Prefecture, All rights reserved.

# 林野庁

[林野庁について](#)[お知らせ](#)[政策について](#)[申請・お問い合わせ](#)[国有林野情報](#)[ホーム](#) > [分野別情報](#) > [森林環境税及び森林環境譲与税](#)

## 森林環境税及び森林環境譲与税

- [1 森林環境税及び森林環境譲与税の趣旨](#)
- [2 森林環境税及び森林環境譲与税の仕組み](#)
- [3 森林環境税譲与税の取組状況 \*\*New!\*\*](#)
- [4 森林環境税譲与税に関する広報・情報提供](#)
- [5 森林環境税及び森林環境譲与税関係法令等](#)

[より分かりやすいページはこちら（森林を活かすしくみ 森林環境税・森林環境譲与税）](#)

### 1 森林環境税及び森林環境譲与税の趣旨

森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養等、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは、我が国の国土や国民の生命を守ることにつながる一方で、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手の不足等が大きな課題となっています。

このような現状の下、平成30(2018)年5月に成立した森林経営管理法を踏まえ、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31(2019)年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、「森林環境税」及び「森林環境譲与税」が創設されました。

[（参考）森林環境税を巡る経緯](#)

### 2 森林環境税及び森林環境譲与税の仕組み

「森林環境税」は、令和6(2024)年度から、個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収するものです。

また、「森林環境譲与税」は、市町村による森林整備の財源として、令和元(2019)年度から、市町村と都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されています。

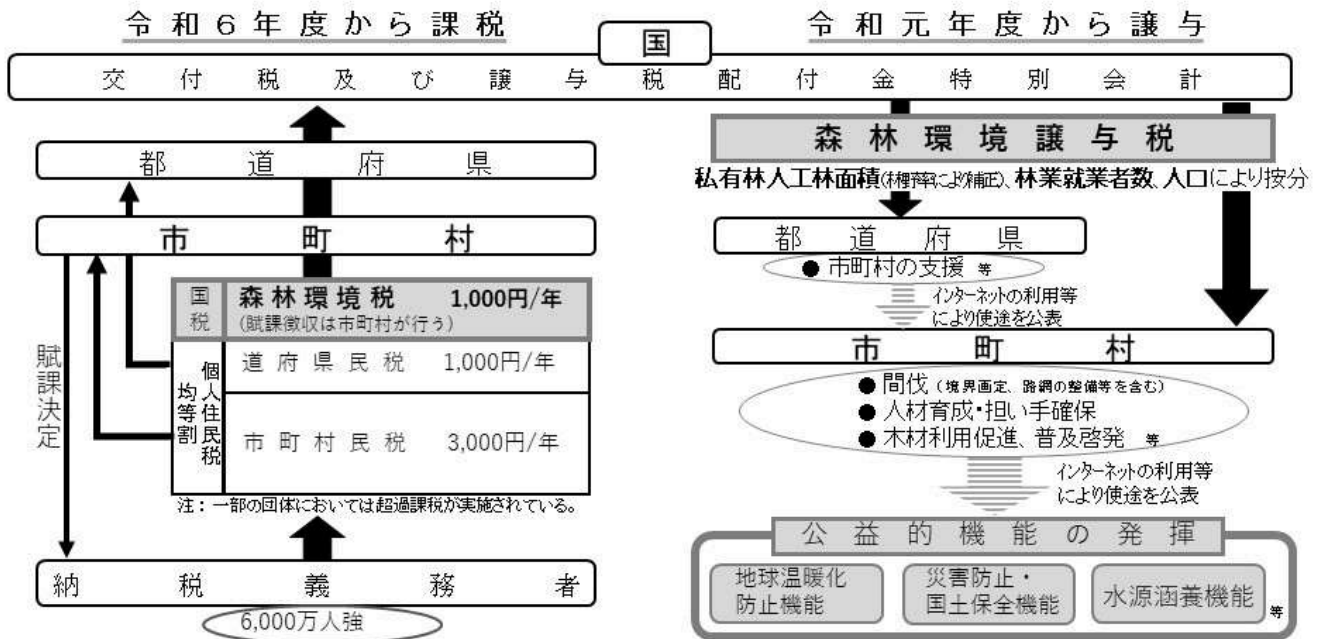
森林環境譲与税は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、市町村においては、間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てることとされています。

また、都道府県においては「森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用」に充てることとされています。



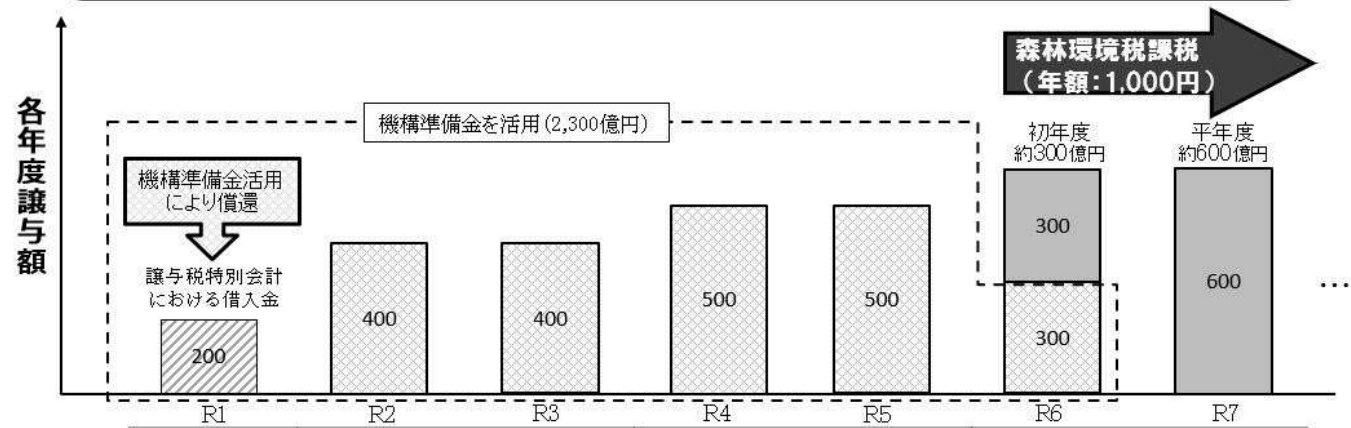
## 森林環境税及び森林環境譲与税の制度設計イメージ

森林整備等のために必要な費用を、国民一人一人が広く等しく負担を分任して森林を支える仕組み



## 森林環境譲与税の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するように譲与額を設定。
- 令和6年度までの間は、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用。
- 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。  
(制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)



市:県の割合	80:20	85:15	88:12	90:10
(市町村分)	160	340	440	約540
(都道府県分)	40	60	60	約60

**【譲与基準】**

市町村分	55% : 私有林人工林面積 <small>(※以下のとおり林野率による補正)</small>		
	20% : 林業就業者数		
都道府県分	25% : 人口		
	市町村と同じ基準		

林野率	補正の方法
85%以上の市町村	1.5倍に割増し
75%以上85%未満の市町村	1.3倍に割増し

\*R6以後の年度分の譲与税について適用。R5以前の年度分は、私有林人工林面積50%、林業就業者数20%、人口30%の譲与割合により譲与。

## 3 森林環境譲与税の取組状況

### (1)全国における取組状況

森林環境譲与税は、令和6年度には、総額629億円（市町村566億円、都道府県63億円）が譲与されています。

#### 【活用額】

森林環境譲与税の活用額は、令和元年度の譲与開始以降、着実に増加しており、令和6年度には市町村と都道府県を併せて520億円となりました。

（活用額：令和元年度96億円、2年度210億円、3年度270億円、4年度399億円、5年度464億円）

#### 【取組実績】

市町村においては、間伐等の森林整備が、令和元年度の10倍以上となる約6.4万ha実施されるなど、着実に取組が進展しています。

また、全ての都道府県において、市町村に提供する各種情報の精度向上・高度化、県レベルの事業支援団体の運営支援、アドバイザーの派遣、市町村職員の研修などの市町村支援の取組が実施されたほか、全体の9割に当たる都道府県が林業の担い手対策に、7割に当たる都道府県が木材利用・普及啓発に取り組みました。

[令和6年度の取組状況\(PDF：2,565KB\)](#) New!

[令和5年度の取組状況\(PDF：2,348KB\)](#)

[令和4年度の取組状況\(PDF：2,150KB\)](#)

[令和3年度の取組状況\(PDF：2,593KB\)](#)

[令和2年度の取組状況\(PDF：3,472KB\)](#)

[令和元年度の取組状況\(PDF：2,760KB\)](#)

### (2)取組事例集

森林環境譲与税を活用した取組を収集し、取組事例集を作成して公表しています。

令和5年度は、市町村は87事例（森林整備：36事例、人材育成・確保：17事例、木材利用・普及啓発：18事例、自治体間連携等：16事例）、都道府県は7事例を掲載しています。

[令和5年度の取組事例集（市町村、都道府県）\(PDF：15,726KB\)](#)

[令和4年度の取組事例集（市町村、都道府県）\(PDF：15,205KB\)](#)

[令和3年度の取組事例集（市町村）\(PDF：8,616KB\)](#)

[令和3年度の取組事例集（都道府県）\(PDF：11,911KB\)](#)

[令和2年度の取組事例集\(PDF：10,545KB\)](#)

[令和元年度の取組事例集\(PDF：14,956KB\)](#)

### (3)地方公共団体別の取組状況

森林環境譲与税の用途については、市町村等は、インターネットの利用等により用途を公表しなければならないこととされています。

以下の資料では、全ての都道府県と市町村について、森林環境譲与税の用途を公表しているURLを一覧表にまとめています。

[用途公表URL一覧（令和5年度）\(EXCEL：223KB\)](#)

[用途公表URL一覧（令和4年度）\(EXCEL：225KB\)](#)

[用途公表URL一覧（令和3年度）\(EXCEL：223KB\)](#)

[用途公表URL一覧（令和2年度）\(EXCEL：219KB\)](#)

[用途公表URL一覧（令和元年度）\(PDF：862KB\)](#)

## 4 森林環境譲与税に関する広報・情報提供

### (1)政府広報

「森にある暮らしを守る！森林環境税」が、令和5年7月23日に政府広報ラジオ番組において放送され、森林整備の重要性と森林環境譲与税を活用した取組を紹介しました。

## (2)森林環境譲与税等のPRパンフレット（森林を活かすしくみ）・パネル

森林環境税・森林環境譲与税及び森林経営管理制度の仕組みや市町村の取組事例を紹介するパンフレット「森林を活かすしくみ」（A3判、両面刷り用）を作成しました。

[森林環境譲与税パンフレット「森林を活かすしくみ」\(PDF：657KB\)](#)

森林環境譲与税と森林経営管理制度に関する一般向け説明用パネル（A1判）を作成しました。

[森林環境譲与税と森林経営管理制度の案内パネル\(PDF：4,777KB\)](#)



## (3)地方公共団体における広報の取組事例集

自治体における森林環境譲与税の広報の取組について、市町村の取組を中心に、特徴的な事例を紹介した事例集を作成しました。

本事例集では、使途公表ホームページの工夫や広報誌の活用等の取組について、市町村は49事例、都道府県は3事例掲載しています。

[森林環境譲与税に関する広報－自治体における取組事例－\(PDF：17,767KB\)](#)

## (4)森林環境譲与税を活用して実施可能な市町村の取組の例

林野庁と総務省は、これまで各市町村が森林環境譲与税を活用して実施してきた取組事例を踏まえ「森林環境譲与税を活用して実施可能な市町村の取組の例」（通称：ポジティブリスト）を作成しています。

同リストでは、森林整備、人材育成、木材利用、普及啓発の分野別に、具体的な取組事例を整理しています。（本リストはあくまで例示であり、実施可能な取組をリストに掲げた事項に限定するものではありません。）

[森林環境譲与税を活用して実施可能な市町村の取組の例について（通称：ポジティブリスト）\(PDF：204KB\)](#)

**New!**

## (5)情報誌「林野」による事例紹介

情報誌「林野」において、森林環境譲与税を活用した各地の取組事例を紹介しています。

石川県穴水町（令和4年4月号） <a href="#">(PDF：1,317KB)</a>	栃木県矢板市（令和4年5月号） <a href="#">(PDF：1,217KB)</a>
兵庫県神戸市（令和4年6月号） <a href="#">(PDF：1,810KB)</a>	徳島県（令和4年7月号） <a href="#">(PDF：1,105KB)</a>
長野県伊那市（令和4年8月号） <a href="#">(PDF：1,185KB)</a>	愛媛県宇和島市、松野町、鬼北町（令和4年9月号） <a href="#">(PDF：1,064KB)</a>
岡山県鏡野町（令和4年10月号） <a href="#">(PDF：863KB)</a>	東京都江戸川区（令和4年11月号） <a href="#">(PDF：825KB)</a>
岩手県遠野市（令和4年12月号） <a href="#">(PDF：909KB)</a>	静岡県掛川市（令和5年1月号） <a href="#">(PDF：913KB)</a>
熊本県（令和5年2月号） <a href="#">(PDF：867KB)</a>	奈良県田原本町（令和5年3月号） <a href="#">(PDF：1,822KB)</a>

## (6)森林環境譲与税を活用した都市・山村連携に関するアンケート調査

令和4年9月～12月に、全市町村を対象に、森林環境譲与税を活用した都市部と山村部の連携に関するアンケート調査を実施しました。

アンケートでは、森林環境譲与税を活用して都市・山村連携の取組を実施することについて、都市部の114市町村、山村部の364市町村から、「現在、連携の取組を行っており連携先をさらに増やしたい」又は「取組を行っていないが、関心がある」との回答がありました。

また、山村部の市町村から、提供可能な具体的なコンテンツとして、森林整備のフィールド提供や、地元産木材を使った製品等の提供、森林体験プログラムの提供などが挙げられました。

[森林環境譲与税を活用した都市・山村連携アンケート調査\(PDF：187KB\)](#)

## 5 森林環境税及び森林環境譲与税関係法令等

(関連リンク：e-Gov法令検索)

[森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律](#)  
[森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令](#)  
[森林環境税及び森林環境譲与税に関する施行規則](#)

(関連リンク：総務省)

[森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）\(PDF:341KB\)](#)

[同法律概要\(PDF:267KB\)](#)  
[同法律要綱\(PDF:181KB\)](#)  
[同法律新旧対照条文\(PDF:493KB\)](#)  
[同法律参照条文\(PDF:394KB\)](#)

[森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令（令和4年政令第300号）\(PDF:293KB\)](#)

[同政令概要\(PDF:128KB\)](#)  
[同政令要綱\(PDF:138KB\)](#)  
[同政令新旧対照条文\(PDF:301KB\)](#)  
[同政令参照条文\(PDF:314KB\)](#)

[森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則（平成31年総務省令第40号）\(PDF:199KB\)](#)

[同省令概要\(PDF:127KB\)](#)

[地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）\(PDF:639KB\)](#)

[同法律概要\(PDF:281KB\)](#)  
[同法律要綱\(PDF:314KB\)](#)  
[同法律新旧対照条文\(PDF:869KB\)](#)  
[同法律参照条文\(PDF:443KB\)](#)

[地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）\(PDF：466KB\)](#)

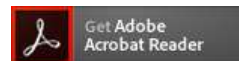
[同法律概要\(PDF：566KB\)](#)  
[同法律要綱\(PDF：232KB\)](#)  
[同法律新旧対照条文\(PDF：2,626KB\)](#)  
[同法律参照条文\(PDF：284KB\)](#)

### お問合せ先

#### 森林整備部森林利用課

ダイヤルイン：03-6744-2126

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。  
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。



公式SNS



[関連リンク集](#)

[農林水産省  
トップページへ](#)

## 林野庁

住所：〒100-8952 東京都千代田区霞が関1-2-1  
電話：03-3502-8111（代表）[代表番号へのお電話について](#)  
法人番号：4000012080002

[ご意見・お問い合わせ](#)

[アクセス・地図](#)

[サイトマップ](#) [プライバシーポリシー](#) [リンクについて・著作権](#) [免責事項](#) [ウェブアクセシビリティ](#)  
[電話リレーサービス（手話リンク）のご利用について](#)

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

現在位置： [トップページ](#) > [観光・産業・しごと](#) > [森林・林業](#) > [森林を育てる](#) > [森林環境譲与税](#) > [森林環境税及び森林環境譲与税について](#)  
担当所属： [県庁の組織一覧](#) > [農林水産部](#) > [森林・林業経営課](#)

いいね!

シェアする

ポスト

LINEで送る

## 森林を育てる

令和02年02月03日

[三重の森林（もり）ひろば](#)[環境林整備事業](#)[造林・間伐事業](#)[林道事業](#)[林業の担い手の確保](#)[森林経営管理制度](#)[森林環境譲与税](#)[林業種苗](#)[その他事業](#)

## 森林環境税及び森林環境譲与税について

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号、以下「法」と言います）が、平成31（2019）年3月に成立・公布されました。

これを受け、平成31（2019）年度から森林環境譲与税が国から市町と県に譲与されています。法では、森林環境譲与税の使途が定められており、市町と県は、法の規定に基づいて森林環境譲与税を財源とした施策を展開しています。

また、令和6（2024）年度からは、国内に住所のある方には、市町村において、個人住民税均等割と併せて1人年額1,000円を森林環境税として納めていただくこととなります。この森林環境税は、国を通して全国の市町村と都道府県に森林環境譲与税として配分されます。

## 法が定める森林環境譲与税の使途について

法第34条では、森林環境譲与税の使途について、次のように定められています。

第34条 市町村は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。

- 一 森林の整備に関する施策
- 二 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用（公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第2条第2項に規定する木材の利用をいう。）の促進その他の森林の整備の促進に関する施策
- 2 都道府県は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。
  - 一 当該都道府県の区域内の市町村が実施する前項各号に掲げる施策の支援に関する施策
  - 二 当該都道府県の区域内の市町村が実施する前項第1号に掲げる施策の円滑な実施に資するための同号に掲げる施策
  - 三 前項第2号に掲げる施策

## 三重県における森林環境譲与税活用についての基本的な考え方について

県では、平成31（2019）年度から森林環境譲与税が譲与されることを見据えて、平成30（2018）年度において県内市町とともに森林環境譲与税活用の方向性についての協議を重ねてきました。

これら協議の結果や、平成31（2019）年2月8日に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案」が閣議決定されたことを踏まえ、平成31（2019）年2月13日付けで「三重県における森林環境譲与税活用についての基本的な考え方」を定め、市町と共有したところです。

[三重県における森林環境譲与税活用についての基本的な考え方について（pdf:405kb）](#)

[＜参考＞森林環境譲与税の使途事例（みえ森と緑の県民税との対比）（pdf:254kb）](#)

[森林環境譲与税とみえ森と緑の県民税](#)

## 県の森林環境譲与税を財源とした施策について

県では、法第34条第2項の規定並びに「三重県における森林環境譲与税活用についての基本的な考え方について」に基づき、森林環境譲与税を財源とした施策を展開しています。

### 各年度の施策の状況

各年度の施策（予算ベース）は、次のとおりです。

[令和元年度の施策（12月補正予算ベース）（pdf:88kb）](#)

[令和2年度の施策（当初予算ベース）（pdf:6kb）](#)

[令和3年度の施策（当初予算ベース）（pdf:62kb）](#)

[令和4年度の施策（当初予算ベース）（pdf:95kb）](#)

[令和5年度の施策（当初予算ベース）（pdf:40kb）](#)

[令和6年度の施策（当初予算ベース）（pdf:40kb）](#)

[令和7年度の施策（当初予算ベース）（pdf:45kb）](#)

## 県の森林環境譲与税基金について

---

県では、令和元（2019）年7月2日に三重県森林環境譲与税基金条例を公布・施行しました。国から譲与される森林環境譲与税を三重県森林環境譲与税基金に積み立て、法第34条第2項に定める施策に要する経費に充てる場合に限る、予算の定めるところによって処分（取り崩し）できることとしています。

[三重県森林環境譲与税基金条例（pdf:50kb）](#)

### 基金積み立て・取り崩しの状況

---

令和6年度における三重県森林環境譲与税基金の積み立て・取り崩しの状況は、次のとおりです。

[三重県森林環境譲与税基金執行状況（pdf:26kb）](#)

## 森林環境譲与税の使途に関する事項の公表について

---

法第34条第3項では、市町長及び県知事は、「地方自治法第233条第3項の規定により決算を議会の認定に付したときは、遅滞なく、森林環境譲与税の使途に関する事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。」とされています。

### 県の森林環境譲与税の使途に関する事項の公表

---

各年度における県の森林環境譲与税の使途は、次のとおりです。

[令和元年度](#)

[令和2年度](#)

[令和3年度](#)

[令和4年度](#)

[令和5年度](#)

[令和6年度](#)

### 市町の森林環境譲与税の使途に関する事項の公表

---

三重県内の市町における森林環境譲与税の使途は、各市町のホームページで公表されています。詳細については、以下の各市町のホームページへのリンク先を参照してください。



【四日市農林事務所管内】  
 四日市市 桑名市 鈴鹿市  
 亀山市 いなべ市 木曽岬町  
 東員町 菰野町 朝日町  
 川越町

【津農林水産事務所管内】  
 津市

【松阪農林事務所管内】  
 松阪市 多気町 明和町  
 大台町

【伊勢農林水産事務所管内】  
 伊勢市 鳥羽市 志摩市  
 玉城町 南伊勢町 度会町  
 大紀町

【伊賀農林事務所管内】  
 伊賀市 名張市

【尾鷲農林水産事務所管内】  
 尾鷲市 紀北町

【熊野農林事務所管内】  
 熊野市 御浜町 紀宝町

## 関連リンク

[森林環境税及び森林環境譲与税（林野庁ホームページへのリンク）](#)

[森林を活かすしくみ 森林環境税・森林環境譲与税（林野庁ホームページへのリンク）](#)

## 本ページに関する問い合わせ先

### 三重県 農林水産部 森林・林業経営課

〒514-8570 津市広明町13番地（本庁6階）

電話番号：059-224-2564 ファクス番号：059-224-2070 メールアドレス：[shinrin@pref.mie.lg.jp](mailto:shinrin@pref.mie.lg.jp)

## より良いウェブサイトにするためにみなさまのご意見をお聞かせください

- |                          |                                |                           |                                |
|--------------------------|--------------------------------|---------------------------|--------------------------------|
| お求めの情報は充分掲載されていませんか？     | <input type="radio"/> 充分だった    | <input type="radio"/> ふつう | <input type="radio"/> 足りなかった   |
| このページの内容や表現は分かりやすかったですか？ | <input type="radio"/> 分かりやすかった | <input type="radio"/> ふつう | <input type="radio"/> 分かりにくかった |
| この情報はすぐに見つけられましたか？       | <input type="radio"/> すぐに見つかった | <input type="radio"/> ふつう | <input type="radio"/> 時間がかかった  |




送信する

ページID : 000234828

[このページのトップへ](#)

[リンク・著作権・免責事項・ダウンロード](#) [個人情報保護ポリシー](#) [ウェブアクセシビリティ](#) [サイトに関するご意見・お問い合わせ](#)

 **三重県庁** 〒514-8570 三重県津市広明町13番地 三重県庁電話案内 : [059-224-3070](#) 法人番号5000020240001 [県庁案内](#)

各ページの記載記事、写真の無断転載を禁じます。 Copyright © 2015 Mie Prefecture, All rights reserved.

現在位置： [トップページ](#) > [観光・産業・しごと](#) > [森林・林業](#) > [みんなで支える森林づくり](#) > [みえ森と緑の県民税](#) > [みえ森と緑の県民税とは](#) > [「みえ森と緑の県民税」と「森林環境譲与税」](#)

担当所属： [県庁の組織一覧](#) > [農林水産部](#) > [みどり共生推進課](#) > [みどり推進班](#)

いいね！

シェアする

ポスト

LINEで送る

## みえ森と緑の県民税

令和05年06月01日

## トピックス

[みえ森と緑の県民税とは](#)[県の事業](#)[市町の事業](#)[県・市町の連携事業](#)[評価制度](#)[導入経緯と見直し](#)

## 「みえ森と緑の県民税」と「森林環境譲与税」

## 三重の森林づくりのために、「みえ森と緑の県民税」と「森林環境譲与税」を、それぞれの使途で県・市町が有効に活用しています！

県の面積の3分の2を占める森林は、木材生産だけでなく、水を貯える、地球温暖化を防ぐ、山崩れや洪水を防止するなど、私たちの生活に欠かせない大切な役割を果たしています。

県では、皆さんに納めていただいた「みえ森と緑の県民税」と国から譲与された「森林環境譲与税」を、それぞれ使途や目的を区分して活用し、森林づくりを進めています。

## 「みえ森と緑の県民税」(県税)とは？

平成26年度から、県が独自に徴収している税金です。税収は、県と市町が、災害発生リスクを軽減するための「**災害に強い森林づくり**」と、森林づくりを将来に引き継いでいくための「**県民全体で森林を支える社会づくり**」に活用しています。

## 「みえ森と緑の県民税」の活用例

## 森林整備

## 災害に強い森林づくり

- 渓流沿いの危険木の除去や周辺の森林整備
- 電線などのライフライン周辺や人家裏・通学路沿いの危険木の伐採など



## 人材育成

## 森を育む人づくり

- 森林教育の指導者養成や森林教育活動の推進
- 森林づくりボランティアなどの育成など



## 普及啓発

森と人をつなぐ  
学びの場づくり

- 森林や木材について学び・ふれあう森林教育を実施するための環境整備など



## 「森林環境譲与税」(国税)とは？

令和元年度から、全国の市町村と都道府県に国から譲与されている税金です。市町村では、間伐や林業の担い手の確保、木材利用の促進といった「**森林整備の促進**」などに、都道府県では「**市町村の取り組みへの支援**」などに活用しています。

## 「森林環境譲与税」の活用例

## 森林整備

森林所有者による管理が見込めない  
(林業経営に適さない) 森林の整備

- 森林経営管理制度に基づく森林整備など



## 人材育成

林業の担い手の  
確保・育成

- 就業相談会や林業現場におけるインターンシップを通じた林業人材の確保
- 「みえ森林・林業アカデミー」における林業人材の育成など



## 木材利用

公共建築物の  
木造・木質化

- 地域材を利用した公共建築物などの木造・木質化、木製品の導入など



それぞれの税の詳細は、以下のリンクからご確認ください。

## 関連リンク

[「みえ森と緑の県民税」について](#)

[「森林環境譲与税」について](#)

本ページに関する問い合わせ先

### 三重県 農林水産部 みどり共生推進課 みどり推進班

〒514-8570 津市広明町13番地（本庁6階）

電話番号：059-224-2513 ファクス番号：059-224-2070 メールアドレス：[midori@pref.mie.lg.jp](mailto:midori@pref.mie.lg.jp)

#### より良いウェブサイトにするためにみなさまのご意見をお聞かせください

- |                          |                                |                           |                                |
|--------------------------|--------------------------------|---------------------------|--------------------------------|
| お求めの情報は充分掲載されていましたか？     | <input type="radio"/> 充分だった    | <input type="radio"/> ふつう | <input type="radio"/> 足りなかった   |
| このページの内容や表現は分かりやすかったですか？ | <input type="radio"/> 分かりやすかった | <input type="radio"/> ふつう | <input type="radio"/> 分かりにくかった |
| この情報はすぐに見つけられましたか？       | <input type="radio"/> すぐに見つかった | <input type="radio"/> ふつう | <input type="radio"/> 時間がかかった  |

送信する

ページID：000281497

[このページのトップへ](#)

[リンク・著作権・免責事項・ダウンロード](#) [個人情報保護ポリシー](#) [ウェブアクセシビリティ](#) [サイトに関するご意見・お問い合わせ](#)



三重県庁

〒514-8570 三重県津市広明町13番地 三重県庁電話案内：059-224-3070 法人番号5000020240001

[県庁案内](#)

各ページの記載記事、写真の無断転載を禁じます。 Copyright © 2015 Mie Prefecture, All rights reserved.